令和８年度第３回富山県公立大学法人評価委員会　議事録（概略版）

１　日時　令和８年10月26日（月）　13:30～15:30

２　場所　富山県立大学射水キャンパス　中央棟９階特別会議室

３　出席委員

・酒井　康彦〔名古屋大学特任教授、名誉教授〕

・下坂　立正〔(一社）富山県機電工業会会長、北陸電気工業（株）代表取締役社長〕

・茶木　梨津子〔公認会計士、税理士〕

・布村　幸彦〔(公財)スポーツ安全協会会長、(公社）日本ダンススポーツ連盟会長〕
※委員長

・藤重　佳代子〔(株）マーフィーシステムズ代表取締役社長〕

４　会議の概要

・司会が開会を宣言し、県経営管理部長から開会の挨拶

・司会から布村委員長に議事の進行を依頼し、以後の進行については委員長が行った。

・委員長から法人が本日の委員会に最後まで同席することについて、委員の了承を得た。

<u>議事１　学生のクラウドサービスアカウントに対する不正アクセスについて</u>

＜法人説明＞

資料１に基づき、学生のクラウドサービスアカウントに対する不正アクセスについて説明

（委員長）

それでは、議事１についての質問、意見をお願いしたい。

（委員）

前回の委員会でも学生のクラウドサービスアカウントに関するインシデントについて質問し、情報セキュリティ体制の強化をお願いしたところであるが、その後、再び発

生したことは非常に残念である。

また、最近ではＰＨＰやＨＴＴＰ／２など、ＷＥＢシステムに関する新たなセキュリティ上の問題が相次いでいることから、大学の対応状況について確認したい。具体的には、こうした脆弱性に関する情報を大学としていつ把握し、どのような影響調査や対策を実施したのか。また、大学本部が管理するシステムだけでなく、各研究室が独自に運用するサーバーや外部委託先が管理するシステムについても、調査対象としているのか、さらに、脆弱性への対応が必要となった場合、組織的な対応体制が整備されているかについても確認したい。

個別の問題への対応にとどまらず、新たな危険性が公表された際に、迅速な情報収集、影響範囲の把握及び必要な対策を実施できる体制を構築することが重要である。重大な情報セキュリティ事故を防ぐためにも、今回の学生のクラウドサービスアカウントに関する問題を軽視せず、再発防止と情報セキュリティ体制の改善にしっかり取り組んでいただきたい。

（法人）

今回のＰＨＰに関する脆弱性への対応についてご説明する。10 月 21 日(水)の夜に脆弱性に関する情報が公表されたことを受け、木曜日の朝には、関係するサーバーの運用担当者に注意喚起を行うとともに、大学としての対応方針を協議した。今回の対応では、データベース等からの個人情報の漏えいや、ホームページの改ざん、不正なサイトへの誘導などを防止することを重視した。

本学が管理・運用に関与する外部サーバーやホームページについては、本部で管理している登録情報を基に担当者を把握し、保守契約の状況等を確認した上で、対応を依頼した。具体的には、脆弱性への対策が可能な場合は速やかにアップデートを行い、対応が困難な場合は、同日午後３時までに公開を停止するよう通知した。

また、学内のシステムについても同様に対応し、特に外部からアクセス可能なシステムを優先して対策を実施した。学内のファイアウォールに関する申請情報等を基に対象システムと担当者を把握し、対応を求めたほか、把握できていないシステムが存在する可能性も考慮し、全教職員に対しても通知を行った。その後、各担当者からの対応報告と大学が保有するシステム一覧を照合したところ、一部に未回答の担当者がいたため、翌日に改めて対応を依頼した。

最終的には、10 月 23 日(金)中に、対象となるすべてのシステムについて脆弱性への対応完了又は公開停止の措置を講じた。

（委員）

今回、脆弱性の影響範囲を把握し、迅速に対応されたことは評価できる。一方で、こうした問題への対応については、影響範囲の特定や対応期限の設定だけでなく、誰が最終的な責任を持ち、対応状況を確認するのかを明確にすることが重要である。また、システムの管理台帳による一元管理や、更新期限を含めた進捗管理も必要であると考える。

今後も同様のセキュリティ上の問題が頻繁に発生する可能性があることから、個別の担当者による対応だけでなく、組織として対応できる体制を整備する必要がある。そこで、今回の事案を受け、セキュリティ対策チームや事故対応チームの設置など、組織的な対応体制の構築に向けた取組を行ったのか。また、今後、こうした体制の整備について協議する予定があるのか伺いたい。

（法人）

本学では、学内の教員で構成するセキュリティ対策チーム（ＣＳＩＲＴ）を設置している。今回の事案に限らず、情報セキュリティ上のインシデントが発生した際には、まずＣＳＩＲＴが対応を開始し、事案の内容や緊急度に応じて対応の優先順位を判断する体制としている。

（委員）

情報セキュリティ対策に外部の専門家を参画させることについては、現時点ではまだ予定がないという理解でよいか。

（法人）

外部の専門家の活用については、費用面の課題もあることから、今年度中の実施は難しい状況であるが、来年度に向けた検討事項には含めている。

議事２　公立大学法人富山県立大学第３期中期目標（案）について

＜事務局説明＞

資料２―１、２－２及び参考資料２に基づき、公立大学法人富山県立大学第３期中期目標（案）について説明。

（委員長）

議事２については、今年度２回の評価委員会でご議論いただき、委員の皆様からのご意見も十分に反映されていると考えている。改めてご質問、ご意見があればお願いしたい。

（委員）

第３期中期目標について、これまでの意見を十分に反映いただいたことに感謝申し上げる。国際化については、外国人留学生への教育だけでなく、日本人学生に対する英語教育の充実も重要であると考える。そこで、日本人学生に対して現在どのような英語教育を実施しているのか。また、ＴＯＥＩＣやＴＯＥＦＬなどの英語能力試験の受験を促進し、単位認定につなげるような取組を行っているのか伺いたい。

一方、外国人留学生については、県内企業への就職を考えると、一定の日本語能力を身に付けることが重要である。そこで、留学生の受入れに当たり、日本語能力試験の資格や一定の日本語能力を要件としているのかについても伺いたい。

（法人）

外国人留学生の選抜について、学部入試では外国人留学生を対象とした入試制度を設けており、日本留学試験の日本語科目を選抜に活用している。日本語能力については、文部科学省の方針も踏まえながら、試験の成績を確認して選抜を行っている。一方、大学院入試では英語による試験も実施しており、研究を進める上で必要な能力を重視して選抜を行っている。

（法人）

日本人学生に対しては、ＴＯＥＩＣの受験を推奨しており、受験料の支援などを通じて、できるだけ多くの学生が受験するよう促進している。

（法人）

学生がＴＯＥＩＣで一定のスコアを取得した場合、その点数に応じて単位を認定する制度を設けている。また、大学院進学に関係する科目等においてもＴＯＥＩＣのスコアを活用しており、大学院への進学を希望する学部生は必ず受験することとなっている。

（委員）

地域との連携について、社会人向けの教育プログラム等を実施されていると思うが、こうしたプログラムを履修した際に、資格の取得や認定につながる仕組みは設けられているのか伺いたい。教育プログラムを受講するだけでなく、その成果が資格や認定として形に残ることが重要であると考える。そこで、大学が実施する教育プログラムについて、修了者に何らかの資格や認定を付与する取組を行っているのか確認したい。

（法人）

本学が資格等を付与する制度としては、大学院相当の論文準修士制度のみである。その他にもリカレント教育やリスキリングに関する取組を実施しているが、現時点では、これらのプログラムの受講者に対して、特別な資格や認定を付与する取組は行っていない。

（委員）

８ページの「第７ その他業務運営に関する目標」において、「県立大学長寿命化計画に基づく、計画的な施設管理を実施する」と記載されているが、この「長寿命化計画」は具体的にどのような内容のものなのか。

（法人）

県立大学長寿命化計画は、本学が保有する施設・設備をできるだけ長期間使用できるよう、計画的に修繕を行うためのものである。複数年にわたり、どの施設をどのような順序で改修していくかを定め、計画的な施設管理を進めることとしている。

（委員）

パブリックコメントでは、外国人留学生の受入れや支援について、一部批判的な意見があったと伺っている。外国人留学生への経済的支援については、留学生だけを特別に優遇するのではなく、日本人学生と同様に、必要な支援や各種制度の対象とすることが重要であると考える。

また、留学生への支援は経済面だけでなく、生活面も含めて行い、日本人学生と留学生の交流を深めることで、双方が国際的な視野や感覚を身に付けることを目的としていると理解している。

今回の中期目標も、日本人学生をないがしろにして外国人留学生を優遇するものではなく、学生間の交流を通じて国際化を推進する趣旨であるという理解でよいか。

（事務局）

ただいま委員がおっしゃったとおりの認識で結構です。

（委員）

第３期中期目標では、高度専門人材や高度デジタル人材の育成について記載されており、ＡＩやデジタル技術を高度に活用する能力の育成は重要であると考える。

一方、過去に学生の成績情報が閲覧可能となっていた事案では、一定期間その状態が続いていたにもかかわらず、学生から大学への報告や注意喚起がなかったと認識している。また、今回のクラウドサービスへの不正アクセスも踏まえると、技術的な能力だけでなく、倫理観や情報セキュリティに対する規範意識を育成することも非常に重要である。

今後の人材育成においては、ＡＩやデジタル技術に関する知識・技能に加え、情報倫理やセキュリティ意識といった側面の教育も一層重要になると考えるが、こうした観点は第３期中期目標に盛り込まれているのか伺いたい。

（事務局）

教育に関する目標については、資料２－２の３ページ以降に記載しており、例えば「特色ある教育の推進」の中で、学生一人ひとりに行き届いた特色ある教育を推進することとしている。

（委員）

特に、倫理観や道徳観などの規範意識の育成について、中期目標に明確に記載する必要はないか。

（事務局）

ご意見を踏まえ、「特色ある教育の推進」の項目に、いただいた意見について、例示として追記するなどの対応を検討したい。

（委員）

前回の委員会で出されたさまざまな意見が、中期目標（案）に適切に反映されていると感じている。特に、工学部と看護学部の連携については、前回の委員会でも具体的な取組の説明があり、県立大学の特色や強みを生かした取組として、今後も積極的に推進していただきたい。中期目標（案）の内容について、特段の意見はない。

（委員長）

資料２－１中期目標（案）の概要の２ページ目について、３点意見を申し上げたい。

１点目は、４つの基本目標のうち、④「その他」という表現についてである。「業務運営」など、内容が分かる表現に変更してはどうか。

２点目は、②「研究」の２つ目の項目についてである。冒頭に「産業」という言葉が使われているが、理工系大学としての特色をより明確に示すため、「先端技術」など、もう少し工夫した表現を検討していただきたい。

３点目は、同じく②「研究」の４つ目の項目についてである。「学外との連携」という表現について、他大学や研究機関との連携をより明確に示してはどうか。県内大学や他県の公立大学等との共同研究も積極的に進めていただきたいと考えており、少なくとも「学外の大学等との連携」といった表現を検討いただきたい。

（委員長）

第３期中期目標については、いくつかご意見をいただいたが、いずれも大きな修正を要するものではないと考えている。本日のご意見を踏まえた最終的な文言の修正については、私に一任いただき、評価委員会として、第３期中期目標（案）は適当である

旨の意見を県知事に提出することとしたいが、よろしいか。

（各委員）

異議なし

議事３　公立大学法人富山県立大学第３期中期計画（素案）について

＜法人説明＞

資料３―１、３－２に基づき、公立大学法人富山県立大学第３期中期計画（素案）について説明。

（委員長）

第３期中期計画については、県知事が示す中期目標を踏まえ、令和９年度から令和14年度までの６年間に大学が取り組む内容をまとめたものである。今回は中期計画の素案について初めて審議することとなるため、委員の皆様からご質問やご意見があればお願いしたい。

（委員）

工学部・情報工学部の大学院進学率と県内就職率の目標値について確認したい。大学院進学率が45%程度、県内就職率が50%以上とされているが、この県内就職率50%以上という目標は、卒業生全体のうち、50%以上が県内に就職するという意味なのか。その場合、大学院に進学しない学生の大半が県内に就職することになるようにも思われるため、目標値の考え方について説明いただきたい。

（法人）

大学院進学率の目標は45%程度としており、残りの約55%が就職する学生となる。この就職する学生のうち、50%以上が県内企業等に就職することを目標としている。したがって、県内就職率50%以上という目標は、卒業生全体ではなく、就職する学生を対象とした割合である。

（委員長）

今の質問に関連して、工学部と情報工学部の目標値がまとめて記載されているが、それぞれの学部ごとに目標値を設定することは考えられないか。

（法人）

情報工学部は３学科体制であり、このうち情報システム工学科と知能ロボット工学科は、もともと工学部に設置されていた学科を移行したものである。一方、データサイエンス学科は新たに設置された学科である。

従来から工学部では、県内企業との連携によるキャリア教育や就職支援に取り組んでおり、情報工学部についても、こうした取組を継続・発展させていくこととしている。このため、現時点では従来の実績との継続性も考慮し、工学部と情報工学部を分けずに目標値を設定している。

今後、データサイエンス学科を含めた卒業生の就職実績が蓄積され、学部ごとの就職傾向や特徴が明らかになってきた段階で、必要に応じて学部別の目標値を設定することも考えられる。

（委員）

県内就職率については第２期中期計画では大学院修了者を含めた県内就職率を指標としていた一方、第３期中期計画では大学院修了者を除いて評価するという理解でよいか。

また、算定方法が変わる中で、今回設定された目標値は、実質的に県内就職率の向上を目指すものとなっているのか。第２期との比較も含め、目標値の考え方について確認したい。

（法人）

今回お示しした県内就職率 50%以上という目標は、大学院修了者を除き、学部卒業生のうち就職する学生を対象としたものである。直近の学部卒業生の県内就職率は、令和３年度 47.8%、４年度 47.3%、５年度 52.2%、６年度 45.7%、同７年度 59.5%でおおむね 50%前後となっている。

一方、大学院修了者を含めた場合には県内就職率が少し低くなる傾向にある。第３期中期計画では、学部卒業生の県内就職を着実に促進する観点から、学部卒業生に対

象を絞り、目標値を設定した。

（委員）

直近の実績では学部卒業生の県内就職率が 59.5％を達成しているにもかかわらず、第３期中期計画の目標値を 50％以上としているが、妥当な目標設定といえるのか。

（法人）

令和７年度の 59.5％という実績は、近年の中でも特に高い数値であり、それ以前は必ずしも毎年 50％を超えていたわけではない。第２期中期計画の５年間の平均は 50.5％であることから、第３期中期計画では、県内就職率 50％以上を安定的に維持することを目指し、今回の目標値を設定した。

（委員長）

既に県内就職率 50％を超える実績があることから、第３期中期計画では、もう少し高い目標値を設定することも考えられるのではないか。

（委員）

今の議論に関連して、大学院修了者の県内就職について確認したい。第３期中期計画では、学部卒業生の県内就職率 50％以上を目標としているが、これまで大学院修了者についても県内就職を促進するための取組を行ってきたと思う。今回、大学院修了者が目標値の対象から外れることで、大学院生に対する県内就職支援が弱まり、結果として県内就職率が低下するのではないかと懸念している。これらについての実態について伺いたい。

（法人）

大学院修了者の県内就職率については、令和７年度が 27％、令和６年度が 24％、令和５年度が 29％程度となっている。大学院修了者についても、引き続き県内企業等への就職を促進していく方針であり、今後も必要な就職支援や指導を行っていきたい。過去の実績を少しでも上回ることができるよう、大学院修了者についても県内就職の促進に取り組んでいく。

（委員）

第３期中期計画におけるＡＩ人材の育成と研究成果の社会実装について提案したい。今回の中期計画では、ＡＩをはじめとする先端技術に対応した人材育成が掲げられており、その方向性は評価できる。一方、生成ＡＩの急速な進展に伴い、企業が求める人材像も大きく変化していると考える。最近では、企業の現場に深く入り込み、経営や業務上の課題を把握した上で、ＡＩ等の技術を活用し、システムの設計から実装、運用、改善までを担う「フォワード・デプロイド・エンジニア（ＦＤＥ）」が注目されている。

今後は、単に技術を開発・利用するだけでなく、現場の課題を発見し、具体的な成果につなげることのできる人材の育成が重要になると考える。富山県には優れた技術を持つ製造業や中小企業が多く存在することから、大学と県内企業が連携し、学生が実際の経営課題に取り組む実践的な教育を導入してはどうか。こうした取組は、企業の生産性向上だけでなく、新たな事業の創出にもつながると考える。

また、学生の段階から県内企業と共同で課題解決や研究成果の社会実装に取り組むことで、県内企業への理解や関心が深まり、県内就職率の向上にもつながるのではないか。第３期中期計画においても、県内企業との連携を通じた実践的なＡＩ人材の育成や、研究成果の社会実装を積極的に進めていただきたい。

（法人）

具体的なご提案をいただき感謝する。いただいたご意見について、中期計画の現在の記載内容にどの程度反映できるかも含め、改めて検討したい。

（委員長）

県が力を入れているウェルビーイングについて、第３期中期目標（案）では、基本的な考え方の中に「県民のウェルビーイングの向上」という表現が盛り込まれている。

一方、資料３－１の第３期中期計画（素案）では、ウェルビーイングに関する記載が見当たらないように思うが、中期目標で掲げた考え方が、中期計画のどの部分に反映されているのか伺いたい。

（法人）

ウェルビーイングの向上については、大学の教育や研究の成果を県民に還元していくことを通じて実現していくものと考えている。ウェルビーイングそのものを直接研究するということではなく、本学が有するシーズを社会に還元し、県民の暮らしや幸福度の向上につなげていくことが重要であると認識している。

そのため、中期計画ではウェルビーイングに特化した取組を明記していないが、大学のさまざまな活動を通じて、その向上に貢献していきたいと考えている。

（委員長）

研究に関する指標について、科研費等の外部研究資金の獲得や研究成果に関する目標値が、現状から１割増と設定されているが、現在、国では重点分野への投資を強化する方向性が示されており、来年度の予算要求においても、文部科学省の科研費などについて、大幅な増額要求が行われていると認識している。仮に国の研究支援予算が大きく増額されるのであれば、外部研究資金の獲得等に関する目標についても、現状の１割増から、もう少し高い水準を設定することを検討してもよいのではないか。

また、資料３－１の裏面にある「８　予算」について、今後、具体的な数値が示されるものと思うが、現在は６年間の収入・支出の総額を記載する形式となっている。この金額は、中期計画期間全体の収支見通しを示すものという理解でよいか。また、予算の記載方法や表現についても、現状の形で適切なのか確認したい。

（法人）

現行の第２期中期計画においても、参考資料として収支計画を掲載しており、今回も同様に、６年間の収入・支出の見込額を示すことになる。ただし、積算に当たっては、県からの運営費交付金等の予算額を踏まえ、それを基礎として６年間の数値を算出することになると考えている。今後の物価上昇など、さまざまな要因を正確に見込んで６年間の収支を積み上げることは難しい。そのため、現時点で想定される予算規模を基に、今後６年間の収支について概算額を示す形になると考えている。

（委員）

中期目標では、持続可能性の観点が重視されていると認識しているが、この点について確認したい。学会等でも地域社会への貢献に関する議論が行われているが、そこ

で問題となるのは、大学が地域に対して行った取組が継続されないケースがあるということである。担当者がいなくなると、その後の運用や取組の継続が難しくなることがある。

中期目標には持続可能性に関する考え方が盛り込まれていると思うが、中期計画では、こうした取組の継続性や持続可能性について、どの部分に記載されているのか伺いたい。

（法人）

持続可能性に関しては、資料３－２の７ページの最後にある「持続可能な大学運営の推進」の項目で、持続可能な社会の実現に貢献するため、ＳＤＧｓに関する取組を推進する旨を記載している。

また、現在、県と県内高等教育機関等との連携により「地域構想推進プラットフォーム」を新たに立ち上げる準備が進んでいる。これは、2040年度に向けて地域における人材不足が懸念される中、県内の高等教育機関が横断的に連携し、地域に必要な人材をどのように供給していくかを協議するための枠組みである。今後、こうした連携の枠組みを活用しながら、地域社会への継続的な貢献につながる取組を進めていきたい。

（委員長）

今の議論に関連して、資料３－１の「３　地域貢献」の２（２）に記載されている「地域への優秀な人材の供給」という表現は、「人材の育成」という表現の方が適切ではないか。

（委員）

資料３－１の左下に記載されている「学生の海外体験者数　延べ300人」という目標について確認したい。海外体験への参加は、学生が自ら希望して応募する形なのか、それとも大学が参加を促す仕組みを設けるのか。また、参加に当たっての費用負担や、海外での滞在期間がどの程度になるのか、教えていただきたい。

さらに、学生の海外体験を積極的に推進していくのであれば、語学に関する授業の充実など、海外での活動に必要な語学力を身につけるための教育についても検討する必要があるのではないか。

（法人）

本学では、学生に海外体験の機会を提供するため、海外の協定大学（マレーシア工科大学とポートランド州立大学）への短期留学プログラムを実施している。主に１～２週間程度のプログラムであり、学生が海外の大学を訪問し、現地での学習や交流を経験する機会を設けている。

しかし、近年は為替相場の影響などにより、学生の経済的負担が大きくなっており、海外体験プログラムへの参加希望者が減少している状況にある。このため、大学としても経済的な支援を行っているほか、同窓会や保護者会等からも支援をいただき、学生が積極的に参加できる環境づくりに取り組んでいる。また、教員が海外で教育研究活動を行う際に、同行する学生の渡航費用を教員の研究費等により支弁する取組についても、順次進めているところである。

今後も、より多くの学生が海外体験に参加できるよう、学内での働きかけや参加を促す仕組みづくりにも取り組んでいきたい。

（委員）

今回の第３期中期計画（素案）では、ネーミングライツの活用が盛り込まれているが、既に一部の施設等では導入・運用されているものと認識している。ネーミングライツの導入は、大学企業、双方にメリットがあると考える。

一方で、命名権を取得した企業に不祥事等が発生した場合には、大学の信用やイメージにも影響を及ぼすおそれがある。そのような事態が生じた際に、速やかに名称の使用を中止したり、契約を解除したりできるよう、契約条項や規程など、法務面でのリスク管理体制は整備されているのか伺いたい。

（法人）

ネーミングライツについては、昨年度から取り組んでおり、現在、射水キャンパス内の食堂と図書館の２か所の施設で導入している。契約に当たっては、命名権を取得した企業が社会的な問題を起こした場合などを想定し、協議の上で契約の解除等に対応できるよう、必要な条項を設けている。そのため、仮にそのような事態が発生した場合にも、速やかに対応できるものと考えている。

現在は２か所だけだが、今後は富山キャンパスも含めてネーミングライツの活用をさらに進めていきたい。

なお、これまでは本法人が所有する建物や施設のみ募集していたが、県との協議がまとまり、県が所有する施設についても活用の可能性が広がった。今後は対象施設を順次拡大し、ネーミングライツによる自主財源の確保に取り組んでいきたい。

（委員）

ネーミングライツについては、大学と企業の双方のイメージに関わるものであるため、導入に当たっては、県立大学の命名権者としてふさわしい企業であるかという観点も重要だと考える。今後、対象施設を拡大していく際にも、相手方企業の適格性を十分に審査し、慎重に選定を進めていただきたい。

（委員長）

それでは、本日いただいたご意見やご質問を踏まえ、大学側において第３期中期計画（案）への反映を検討していただきたい。修正後の計画案については、次回の評価委員会で改めて提示していただき、その内容を確認した上で、評価委員会としての意見を取りまとめることとしたい。

議事４　定款の変更について（報告）

＜事務局説明＞

資料４に基づき、定款の変更について説明。

（委員長）

議事４について、ご意見、ご質問があればお願いしたい。

（委員）

今年度までは年度計画を策定していたが、来年度からは策定しないことになると理解している。この点について、まず、年度計画の策定を不要とする法改正が行われた背景や理由を伺いたい。また、これまで年度計画に基づいて実施してきた取組や進捗管理について、今後はどのような形で対応することになるのか、確認したい。

（事務局）

まず、法改正の趣旨については、年度計画を廃止するに当たり、中期計画の目標の達成状況を把握するための指標を設定することが条件とされている。こうした指標を設けることを前提として、毎年度の計画策定を不要とすることが、今回の法改正の趣旨である。

今後は、年度ごとの計画や目標を策定することはなくなるが、評価委員会については引き続き年１回開催することを想定している。その際には、法人から事業の実施状況や中期計画の進捗状況等について報告を受け、委員の皆様からご意見をいただきながら、６年間を進めていきたいと考えている。

このように、年度計画の策定は廃止されるものの、実施状況の確認や評価委員会による意見聴取の機会は引き続き確保することから、従来と比較して進捗管理等が大きく後退することはないと考えている。

（委員長）

私の記憶では、大学等の教育機関において、毎年度計画を策定し、その実施状況について評価を受けることは、事務的な負担が大きいという意見が多く寄せられていたと認識している。こうした大学等からの負担軽減を求める声も背景となり、今回の法改正につながったものと理解している。

（委員長）

本日の議事４件についての議論は以上で終了したが、全体を通じてご意見あればお願いしたい。

（委員）

少し話が戻るが、パブリックコメントの実施について確認したい。今回、中期目標（案）についてパブリックコメントを実施しているが、こうしたパブリックコメントは、どのようなタイミングで実施することとしているのか。例えば、目標や計画を新たに策定する場合や、その内容を変更する場合には、必ずパブリックコメントを実施するという方針なのか。また、パブリックコメントの実施について、法令や県の規程等で

定められているのかについても伺いたい。

（事務局）

パブリックコメントの実施について、法令等で義務付けられているわけではないが、県が策定する計画等については、幅広く県民の皆様からご意見を伺うという趣旨で、これまでも実施してきたところである。今回の中期目標についても、こうした考え方に基づき、策定段階でパブリックコメントを実施したものである。

（委員長）

それでは、本日の議事はこれで終了する。